

## V 計画の推進に当たって

計画の推進に当たっては、すべての市民が子どもの権利の重要性を認識し、子どもの権利の保障を推進していくとともに、市民やNPO、地域団体などの各種関係団体と連携を深めていくことが重要となります。

また、この計画では、子ども未来局や教育委員会をはじめ、各局・区にわたる施策を対象としています。市の関係部局がより一層連携を深めるとともに、市役所が一丸となって子どもの権利に関する施策を推進していく必要があります。